SHIGA BANK

# 第130期定時株主総会
# 招集ご通知

**開催日時**

平成29年６月27日（火曜日）午前10時

**開催場所**

大津市浜町１番38号　当行本店２階ホール

〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

目　次


第130期定時株主総会招集ご通知　・・・・1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて・・ 3

添付書類
第130期事業報告・・・・・・・・・・・・・ 5
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・28
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・30
監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・32

株主総会参考書類
第1号議案　剰余金の処分の件・・・・・・35
第2号議案　取締役13名選任の件・・・・ 36
第3号議案　監査役１名選任の件・・・・ 42


株式会社 滋賀銀行

証券コード：8366

（証券コード8366）
平成29年６月５日

株主の皆さまへ

大津市浜町１番38号
株式会社　滋賀銀行
取締役頭取　高　橋　祥二郎

# 第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当行第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年６月26日（月曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**1.　日　　時**　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
**2.　場　　所**　大津市浜町１番38号
**当行本店２階ホール**
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

**3.　目的事項**

**報告事項**
1. 第130期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第130期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役13名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件

# 議決権の行使についてのご案内

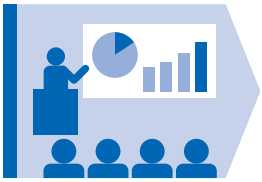

## 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** **平成29年６月27日（火曜日）午前10時**

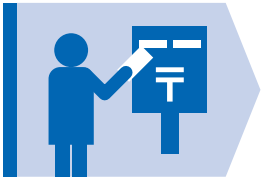

## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** **平成29年６月26日（月曜日）午後５時到着分まで**



## 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

**議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）**にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** **平成29年６月26日（月曜日）午後５時まで**

**詳細は３頁から４頁をご覧ください。▶▶▶**

（1）書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使の内容を有効といたします。

（2）電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以 上

1. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
2. 次の事項につきましては、法令および定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.shigagin.com/investor/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
   ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
   ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
   したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.shigagin.com/investor/）においてお知らせさせていただきます。
4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

## 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する**議決権行使サイト（http://www. evote. jp/）**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。



### パソコンまたはスマートフォンの場合

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

| 議決権行使サイトアドレス | http://www.evote.jp/ |
|---|---|



### 携帯電話の場合

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

携帯電話用
二次元コード

### ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他の費用が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

| 機関投資家の皆さまへ | 管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。 |
|---|---|

## アクセス手順について




### 1. 議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト　検　索

**http://www.evote.jp/**

**1**「次の画面へ」をクリック

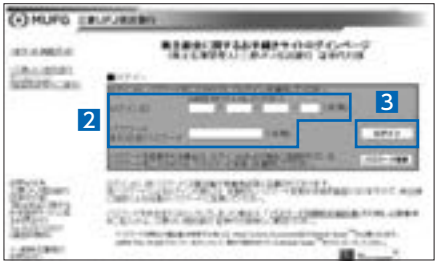


### 2. ログインする

**2** お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された
「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

**3**「ログイン」をクリック

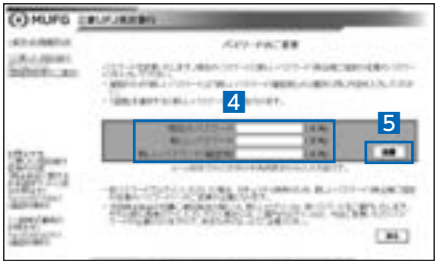


### 3. パスワードを変更する

**4**「現在のパスワード」、「新しいパスワード」
「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力

**新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います**

**5**「送信」をクリック

**以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。**

インターネットによる議決権行使は、
**平成29年６月26日（月曜日）の午後５時まで** 受け付けいたしますが、
お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

**議決権の行使システム等に関するお問い合わせ**

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027　受付時間 9:00～21:00（通話料無料）

（添付書類）

# 第130期 事業報告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

## １　当行の現況に関する事項

### （1）企業集団の事業の経過及び成果等

**（主要な事業内容）**

当行グループは、当行ならびに子会社の計10社で構成され、滋賀県を中心に本店ほか、支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営んでおります。

**（金融経済環境）**

当年度における我が国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和政策の効果により、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調となりました。しかしながら、米国の政策運営に対する不透明感の高まりなど、本格的な景気回復に向けては懸念材料が残る状況となりました。

滋賀県内では、需要面で一部伸び悩みがみられるものの、企業の生産活動・雇用情勢は改善傾向にあり、県内景気は全体的に緩やかな回復局面にあると考えられます。

金融面においては、金融機関による顧客本位の良質なサービスの提供、金融仲介機能の発揮に向けた取り組みが強化されました。

**（事業の経過及び成果）**

当行は、平成28年４月よりスタートさせました第６次中期経営計画（名称：「チェンジ＆チャレンジ」）において、長期的に目指すべき姿を「未来創造銀行『Ｔｈｅ・ちぎん』」とし、基本戦略に掲げた「３つのチェンジ」と「５つの挑戦」に取り組んでまいりました。

**＜個人のお客さま向けの取り組み＞**

当行は、お客さまの満足度や利便性の向上を目指し、お客さまのライフステージや多様化するニーズに応じた商品・サービスの提供に努めております。

その取り組みの一環として、休日も営業する住宅ローンのご相談窓口「しがぎんプラザ」や資産運用のご相談窓口「パーソナル」を滋賀県内に設置し、個人のお客さまの幅広いニーズにお応えできる体制を整えております。

貯蓄から資産形成への流れに向けた取り組みとして、ノーロード投資信託（購入時手数料無料）の商品ラインナップ拡充や今年１月より加入対象が拡大されたｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の普及に努めるなどお客さまの資産形成をサポートいたしました。

また、「フィンテック（ＩＴを活用した革新的な金融サービス事業)」への取り組みとして「ＬＩＮＥ Ｐａｙ」、「楽天Ｅｄｙ」などについて当行口座からの電子マネーチャージを可能とするなど、お客さまの利便性向上に向けた取り組みを進めました。

目的型ローン・フリーローンについても、お申込みからご契約までスマートフォンで手続きが完了する取り扱いを開始するなど、お客さまから求められる金融サービスの実現に努めております。

**＜法人・事業者のお客さま向けの取り組み＞**

当行は、企業のライフサイクルに応じて、事業承継対策やM＆A等のご提案を行い、事業性評価を通じた本業支援の観点から、お取引先のさらなる発展に向けたコンサルティングに取り組んでおります。

ニュービジネスの種をまき、芽を育て、花を咲かせるために、「サタデー起業塾」によりビジネスヒントを提供し、「しがぎん野の花賞」を通じたビジネスプラン策定やブラッシュアップを個別にサポートいたしました。また、「ニュービジネスサポート資金」や「クラウドファンディング」等の多様な金融手法で、地域ブランドの魅力向上や地域資源を利用した新商品・サービスの提供に取り組むお取引先をサポートいたしました。

また、お取引先の永続的な経営基盤の構築や企業価値向上を目指し、格付プロセスを通じて把握したお取引先の「強み」、「弱み」を共有した上で問題解決や財務改善を図る「格付コミュニケーション・サービス」を実施するとともに、当行に蓄積された知見を積極的に活用し、お取引先の事業性、将来性を適切に評価した上で、担保や保証に過度に依存しない融資の強化に取り組んでおります。

国際業務では、近畿の地方銀行で唯一の国際統一基準行として、国内営業店と国際部、香港支店、上海（中国)・バンコク（タイ）の両駐在員事務所が連携し、お取引先の海外展開をサポートしてまいりました。昨年７月にはお取引先の海外進出支援強化を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）と「業務提携に関する覚書」を締結いたしました。また、滋賀県との「地域密着連携協定」の取り組みとして、平成28年度は「アジア展開セミナー」を２回開催いたしました。

当行は、今後も「お取引先の成長なくして当行の成長なし」の信念のもと、保有する豊富なソリューション機能やネットワークを活用して、付加価値の高い金融サービスをご提供することにより、お取引先とのさらなる「共存共栄」を目指してまいります。

**＜地方創生、地域活性化の取り組み＞**

まち・ひと・しごと創生法に基づき、各自治体が地方版総合戦略の策定を完了し、本格的な実行段階に移行するなかで、当行は地方創生、地域活性化に向けて具体的な取り組みを行ってまいりました。

昨年７月に開催いたしました「しがぎん地方創生セミナー2016」では、観光や農業、エネルギー等、地方創生に関連する事業を行う民間事業者と地方自治体職員との官民協働や地域間連携を後押しするための「地方創生事業マッチング」を初めて企画いたしました。

また、魅力ある町への移住促進に貢献するため、昨年７月には東近江市と連携し、「東近江市定住移住応援ローン」を、また今年３月には彦根市と連携し、「ひこね移住促進住宅ローン」の取り扱いを開始いたしました。

当行は、引き続き、産学官・金の連携により、地方創生をより一層推進してまいります。

**＜ＣＳＲの取り組み＞**

当行は、行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」の精神を原点とし、ＣＳＲ憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」の実践に努めております。

また、ＣＳＲ（企業の社会的責任）を「社会の持続可能な発展のために、社会の一員である当行が果たすべき責任」と位置づけ、「環境」「福祉」「文化」を３本柱としたＣＳＲ活動を展開しております。

当行は、第６次中期経営計画において「５つの挑戦」の一つとして「戦略的ＣＳＲへの挑戦」を掲げており、本業を通じた社会的課題の解決、金融業務における環境課題の解決、本業を支えるＣＳＲ基盤の強化を戦略的に推し進めることで、ＣＳＲをさらに深化させ、新たな共有価値を創造してまいります。

今後も皆さまと手を携え、持続可能な社会の実現に向け努力してまいります。

**＜平成28年度の連結業績＞**

以上のように、当行は、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、平成28年度の連結業績は次のとおりとなりました。

まず、預金等（譲渡性預金含む）につきましては、法人預金・個人預金ともに伸び、期末残高は期中1,872億円増加し、４兆6,031億円となりました。

また、貸出金につきましては、地域金融機関の強みを活かしたリレーションシップ・バンキングの推進により多様な資金ニーズへの対応に努めた結果、期末残高は事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出の全てで増加し、全体で期中2,041億円増加し、３兆4,619億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期末残高は期中386億円増加し、１兆4,675億円となりました。

収益面では、貸出金利回りの低下によって資金運用収益が減少する等厳しい環境が続いており、経常収益は前年度比56億93百万円減少して、901億51百万円となりました。

費用面では、金融派生商品費用や貸倒引当金繰入額等が減少し、経常費用は前年度比43億89百万円減少して、689億19百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年度比13億３百万円減益の212億31百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同６億13百万円減益の148億95百万円となりました。

**＜第６次中期経営計画の進捗状況＞**

なお、平成28年４月よりスタートさせました第６次中期経営計画（期間：３年間：平成28年４月～平成31年３月）において、次の経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。

当計画における達成度は下表のとおりです。

■第６次中期経営計画期間中の挑戦指標

| | 平成31年３月期計画 | 平成29年３月期実績 |
|---|---|---|
| 総預り資産（末残）<br>（総預金＋投資信託＋公共債＋金融商品仲介） | 50,000億円 | 48,257億円 |
| 総貸出金（末残） | 35,000億円 | 34,724億円 |
| 滋賀県内貸出金シェア<br>（商工中金他一部の金融機関を除く） | 50% | （※）47.81% |
| 温室効果ガス排出量削減<br>（2016年度から2018年度の３年間平均で2006年度比較30%削減） | 30%削減 | 30.87%削減 |

※平成28年９月期現在の実績数値

■長期的挑戦指標（中期経営計画期間に関わらず、実現に向けて長期的に挑戦する指標）

| | 長期的挑戦指標 | 平成29年３月期実績 |
|---|---|---|
| 株主資本ＲＯＥ | 5%以上 | 6.20% |
| ＯＨＲ | 65%未満 | 72.39% |

**（対処すべき課題）**

人口減少や少子高齢化、ネット社会の急速な進展、ＡＩ・ＩｏＴの技術革新などを背景に、人口動態や社会構造・経済構造の変化はさらに加速化していくことが予想されます。

加えて、歴史的な低金利環境の長期化や他金融機関・他業態との競合激化、国内景気の先行き不透明感など当行を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような状況のなか、当行は、企業価値・存在価値をさらに高めるため、平成28年４月より第６次中期経営計画「チェンジ＆チャレンジ」（期間：３年間：平成28年４月～平成31年３月）をスタートし、グループの総力をあげて「３つのチェンジ」（①お客さま対応スピードのチェンジ　②組織運営スピードのチェンジ　③コスト構造のチェンジ）と「５つの挑戦」（①地方創生への挑戦　②トップライン増強への挑戦　③生産性向上への挑戦　④強靭な経営基盤構築への挑戦　⑤戦略的ＣＳＲへの挑戦）に取り組んでおります。

当行はこの計画の実践を通じて、地域、お客さまの成長を牽引し、ＣＳＲ憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## （2）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 882 | 884 | 958 | 901 |
| 経常利益 | 195 | 245 | 225 | 212 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 110 | 136 | 155 | 148 |
| 包括利益 | 250 | 631 | △14 | 314 |
| 純資産額 | 2,924 | 3,498 | 3,467 | 3,742 |
| 総資産 | 47,774 | 49,969 | 50,254 | 55,395 |

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 41,670 | 42,856 | 43,353 | 45,197 |
| 定期性預金 | 21,206 | 21,009 | 20,685 | 21,121 |
| その他 | 20,463 | 21,846 | 22,668 | 24,076 |
| 貸出金 | 29,248 | 30,605 | 32,675 | 34,724 |
| 個人向け | 7,965 | 8,102 | 8,290 | 8,587 |
| 中小企業向け | 11,929 | 12,446 | 13,455 | 14,521 |
| その他 | 9,354 | 10,055 | 10,928 | 11,615 |
| 商品有価証券 | 8 | 2 | 2 | 3 |
| 有価証券 | 14,212 | 15,407 | 14,275 | 14,683 |
| 国債 | 4,611 | 4,777 | 4,182 | 4,022 |
| その他 | 9,600 | 10,629 | 10,092 | 10,661 |
| 総資産 | 47,558 | 49,746 | 50,016 | 55,173 |
| 内国為替取扱高 | 194,576 | 203,243 | 199,482 | 193,864 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 2,593 | 百万ドル 2,228 | 百万ドル 2,113 | 百万ドル 2,575 |
| 経常利益 | 百万円 17,432 | 百万円 22,208 | 百万円 20,889 | 百万円 19,230 |
| 当期純利益 | 百万円 10,188 | 百万円 12,572 | 百万円 14,794 | 百万円 13,939 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 38 61 | 円 銭 47 69 | 円 銭 56 83 | 円 銭 53 54 |

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 使用人数 | 2,401人 | 2,468人 |

(注) 1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 使用人数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,226人を含んでおりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

**銀行業**

**(ｲ) 営業所数の推移**

当行：

国内：本店、京都支店、大阪支店、東京支店、ほか132店（前年度末136店）

海外：香港支店（前年度末１店）

国内の営業所数には、当行の100％出資子会社である銀行代理店の営業所18店(前年度末16店）を含んでおります。また、上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を２か所（前年度末２か所)、店舗外現金自動設備を161か所（前年度末165か所）設置しております。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を21,827か所(前年度末20,846か所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,499か所（前年度末13,436か所)、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,874か所（前年度末11,164か所)、それぞれ設置しております。

しがぎんリース・キャピタル株式会社：大津本社ほか８営業所
しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社
しがぎんキャッシュサービス株式会社：大津本社
滋賀保証サービス株式会社：大津本社
しがぎんコンピュータサービス株式会社：大津本社
株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社
株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社
株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社

### (ロ) 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を３か所新設、７か所廃止いたしました。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を1,904か所新設、923か所廃止、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を818か所新設、755か所廃止、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を1,104か所新設、394か所廃止いたしました。

### (ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

| 氏名又は名称 | 主たる営業所又は事務所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|---|---|---|
| しがぎん代理店株式会社 | 大津市浜町１番38号 | － |

### (ニ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

| | |
|---|---|
| 設備投資の総額 | 3,132 |

### ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内　　容 | 金　　額 |
|---|---|
| 店舗用地の購入 | 262 |
| 店舗等の新設・改修 | 1,338 |
| 事務機器等の購入 | 461 |
| コンピュータ（ソフトウェア）開発・購入 | 1,070 |
| 合　計 | 3,132 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ　親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ　子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| しがぎんビジネスサービス株式会社 | 大津市浜町1番38号 | 事務代行業務、不動産管理業務 | 昭和54年7月11日 | 百万円<br>40 | %<br>100.00 | |
| しがぎん代理店株式会社 | 大津市浜町1番38号 | 銀行代理店業務 | 昭和61年8月1日 | 40 | 100.00 | |
| しがぎんキャッシュサービス株式会社 | 大津市浜町1番38号 | 現金精査・整理、ＡＴＭ管理業務 | 平成5年7月9日 | 10 | 100.00 | |
| 滋賀保証サービス株式会社 | 大津市浜町1番38号 | 信用保証業務、貸出担保評価・管理業務 | 平成16年4月1日 | 60 | 100.00 | |
| しがぎんコンピュータサービス株式会社 | 大津市浜町1番38号 | 事務計算受託業務 | 昭和52年4月1日 | 20 | 100.00<br>(50.13) | |
| 株式会社しがぎん経済文化センター | 大津市浜町1番38号 | コンサルティング業務 | 昭和59年3月21日 | 10 | 100.00<br>(95.00) | |
| 株式会社滋賀ディーシーカード | 大津市浜町1番10号 | クレジットカード業務、信用保証業務 | 昭和60年4月1日 | 30 | 100.00<br>(43.87) | |
| しがぎんリース・キャピタル株式会社 | 大津市浜町4番28号 | リース、投資業務 | 昭和60年5月1日 | 31 | 65.28<br>(38.18) | |
| 株式会社しがぎんジェーシービー | 大津市浜町4番28号 | クレジットカード業務 | 平成3年4月4日 | 30 | 100.00<br>(46.61) | |

（注）1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合（内書き）であります。
4. 上記９社は、連結子会社であります。なお、しがぎんリース・キャピタル株式会社については、平成29年４月１日付で非支配株主が保有する株式を取得しており、同日付で議決権の所有割合が100.00％（うち間接所有の割合38.18％）となっております。また、当行による子会社株式の取得により、平成29年４月28日付をもって、連結子会社９社の議決権の所有割合は全て100.00％（全て直接保有）となっております。
5. 上記以外に非連結の子会社及び子法人等（持分法非適用）が５社あります。

**〔重要な業務提携の概況〕**

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 大　道　良　夫 | 取締役会長 | | |
| 高　橋　祥二郎 | 取締役頭取（代表取締役）<br>監査部担当 | | |
| 奥　　博 | 専務取締役（代表取締役）<br>総務部・審査部担当 | | |
| 今　井　悦　夫 | 専務取締役（代表取締役）<br>総合企画部・営業統轄部担当 | | |
| 林　　一　義 | 常務取締役<br>業務統轄部・システム部担当 | | |
| 大　野　恭　永 | 常務取締役<br>経営管理部・人事部担当 | | |
| 若　林　岩　男 | 常務取締役<br>秘書室・市場金融部・国際部担当 | | |
| 西　　基　宏 | 常務取締役<br>京都支店長 | | |
| 森　本　　勝 | 取締役<br>本店営業部長 | | |
| 小八木　一　男 | 取締役<br>東京支店長 | | |
| 西　藤　崇　浩 | 取締役<br>審査部長 | | |
| 北　川　正　義 | 取締役<br>営業統轄部長 | | |
| 引　馬　　滋 | 取締役（非常勤）<br>(社外取締役) | | |
| 辻　田　素　子 | 取締役（非常勤）<br>(社外取締役) | ・龍谷大学経済学部　教授 | |

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 西　澤　由紀夫 | 監査役（常勤） | | |
| 長谷川　雅　人 | 監査役（常勤） | | 平成28年６月24日<br>取締役辞任 |
| 西　川　　聰 | 監査役（非常勤）<br>(社外監査役) | | |
| 安　井　　肇 | 監査役（非常勤）<br>(社外監査役) | ・株式会社安井アソシエイツ<br>代表取締役社長<br>・ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社　顧問 | |

（注）取締役引馬滋氏、取締役辻田素子氏、監査役西川聰氏及び監査役安井肇氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（当年度中に退任した役員）

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 児　玉　伸　一 | 常務取締役<br>営業統轄部・国際部担当 | | 平成28年６月24日<br>辞任により退任 |
| 長谷川　雅　人 | 取締役<br>監査部長 | | 平成28年６月24日<br>辞任により退任 |
| 大　田　　伸 | 監査役（常勤） | | 平成28年６月24日<br>任期満了により退任 |

（注）当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(金額単位：百万円)

| 区　　分 | 支給人数 | 報　　酬　　等 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 16人 | 307　(—) |
| 会 計 参 与 | — | —　(—) |
| 監　査　役 | 5人 | 53　(—) |
| 執　行　役 | — | —　(—) |
| 計 | 21人 | 361　(—) |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の金額は合計70百万円（うち報酬以外の金額（使用人賞与）27百万円）であります。
3. (　) 内は、報酬以外の金額であります。
4. 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は504百万円（月額42百万円）であります。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は100百万円であります。
5. 上記の報酬等の金額には、当該事業年度に計上した取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等36百万円（取締役14名）を含んでおります。
6. 役員報酬の額又は算定方法の決定方針

①内容

社内取締役の報酬については、役位・就任年を基にした固定報酬、ならびに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬で構成しております。また、社外取締役および監査役については、役位・就任年を基にした固定報酬のみとしております。

②決定方法

固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲で取締役会の決議により決定しております。

### (3) 責任限定契約

| 氏　　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| 引馬　滋<br>辻田素子<br>西川　聰<br>安井　肇 | ・社外取締役及び社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。 |

## 3　社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏　　名 | 兼職その他の状況 |
|---|---|
| 辻田素子 | 龍谷大学経済学部　教授 |
| 安井　肇 | 株式会社安井アソシエイツ　代表取締役社長<br>ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社　顧問 |

（注）1. 辻田素子氏が教授を務める龍谷大学とは特筆すべき取引関係はありません。
2. 安井肇氏が代表取締役を務める株式会社安井アソシエイツとは特筆すべき取引関係はありません。
3. 安井肇氏が顧問を務めるジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社とは特筆すべき取引関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| 引　馬　　滋 | 2年9月 | 当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)しております。 | 取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験を活かして発言を行っております。 |
| 辻　田　素　子 | 1年9月 | 当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)しております。 | 取締役会では大学教授として専門的な知識と地域経済に関する知見を活かして発言を行っております。 |
| 西　川　　聰 | 4年9月 | 当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)、また監査役会へは定例監査役会13回中13回出席（出席率100%）しております。 | 取締役会では主に大蔵省（現財務省）及び他の法人における豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 安　井　　肇 | 2年9月 | 当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)、また監査役会へは定例監査役会13回中13回出席（出席率100%）しております。 | 取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 2人 | 13　(—) | — |
| 社外監査役 | 2人 | 11　(—) | — |
| 報酬等の合計 | 4人 | 25　(—) | — |

(注) 1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2.　(　) 内は、報酬以外の金額であります。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4　当行の株式に関する事項

**(1) 株式数**　　発行可能株式総数　500,000千株
発行済株式の総数　265,450千株

**(2) 当年度末株主数**　11,488名

**(3) 大株主**

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 15,237　千株 | 5.85　% |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 9,518 | 3.65 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 9,349 | 3.59 |
| 日本生命保険相互会社 | 8,054 | 3.09 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 7,999 | 3.07 |
| 滋賀銀行従業員持株会 | 6,509 | 2.50 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS | 6,117 | 2.35 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 6,033 | 2.31 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,804 | 1.84 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,920 | 1.50 |

（注）持株比率は、自己株式（5,144千株）を控除して計算しております。

## 5　当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|---|
| 取締役(注) | ①名称 | 第１回新株予約権 | 9名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 平成25年８月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 470個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式　47,000株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 平成25年８月21日～平成55年８月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（１株当たり） | １円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |
| | ①名称 | 第２回新株予約権 | 11名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 平成26年８月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 501個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式　50,100株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 平成26年８月21日～平成56年８月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（１株当たり） | １円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |
| | ①名称 | 第３回新株予約権 | 11名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 平成27年８月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 490個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式　49,000株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 平成27年８月21日～平成57年８月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（１株当たり） | １円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |

（注）社外役員を除く

| | 新株予約権等の内容の概要 | | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|---|
| 取締役(注) | ①名称 | 第４回新株予約権 | 12名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 平成28年８月19日 | |
| | ③新株予約権の数 | 782個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式　78,200株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 平成28年８月20日～平成58年８月19日 | |
| | ⑥権利行使価額（１株当たり） | １円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |

（注）社外役員を除く

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成27年３月23日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 新株予約権の割当日 | 平成27年３月23日 |
| 新株予約権の数 | 2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式33,755,274株 |
| １株あたりの転換価額 | 5.925米ドル |
| 行使期間 | 平成27年４月７日から平成32年６月９日まで |
| 新株予約権付社債の残高 | 200,000千米ドル |

（注）平成29年６月27日開催の定時株主総会において、第130期（平成29年３月期）の期末配当額を１株につき４円50銭とする剰余金配当議案を上程する予定であります。本議案の承認をもって、第130期（平成29年３月期）の年間配当額が１株につき８円と決定され、2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）の転換価額調整条項に従い、平成29年４月１日に遡って「１株あたりの転換価額」が5.925米ドルから5.906米ドルに調整されます。
また、調整後の「目的となる株式の種類及び数」は普通株式33,863,867株となります。

## 6　会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | そ　の　他 |
|---|---|---|
| 有限責任監査法人トーマツ<br>指定有限責任社員　木村　文彦<br>指定有限責任社員　松崎　雅則<br>指定有限責任社員　鈴木　朋之 | 65 | (報酬等について監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由)<br>当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。<br><br>(会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容)<br>自己資本比率算定プロセスの助言、指導業務 |

(注) 1. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は75百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

**イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

**ロ　銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実**

該当事項はありません。

## 7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

## 8　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし)」の精神を継承した行是「自分にきびしく、人には親切、社会につくす」をＣＳＲ（企業の社会的責任）の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努めております。この考え方に基づき、当行グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。

また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行っております。

**①　当行及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当行及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当行グループは、コンプライアンス体制の整備、並びに規程類の制定、使用人の教育訓練を行い、グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しております。

当行の経営管理部はコンプライアンス統轄部署として、グループ会社のコンプライアンス体制の整備、規程類の制定、使用人の教育や訓練に、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の総合企画部及び所管部はグループ会社における日常のコンプライアンス実施状況を把握し、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の監査役及び監査部は、当行グループの健全かつ適正な業務運営に資することを目的に監査を実施しております。

また、当行グループでは全ての役職員が利用できる「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン)」を整備しております。

当行グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断し、断固として排除するための体制を整備しております。

**②　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。

**③　当行及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

グループ会社のリスク管理に関しては、当行の総合企画部がリスク管理規程に基づき、各リスク所管部と連携し、その保有するリスクに応じて適切に管理を行っております。

当行の総合企画部はグループ会社からの報告、もしくは銀行のモニタリング等の結果に基づき、リスクの状況を適切に把握し、それが銀行の経営に重要な影響を与えると判断した場合は常務会及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制を整備しております。

**④ 当行及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当行グループでは、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めております。また、当行では取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。

役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

中期経営計画において連結での経営指標を掲げ、グループとしての効率化に努めております。

**⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。

当行グループは「関連会社管理・運営規程」を定め、コンプライアンス、顧客保護、リスク管理等について、グループ横断的に統一された管理体制の構築を目指しております。

グループ会社の代表取締役は全部課店長会やＣＳＲ委員会等の重要な会議に出席しております。

当行の監査役及び監査部はグループ会社に対して定期的に業務監査を行っております。

グループ会社に対し、四半期ごとの財務・業績の概況ならびに決算状況の他、当行が求めた場合には一定の事項を報告することを義務付けております。

**⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当行は監査役の職務を補助する業務執行取締役から独立した使用人を常設し、監査役の職務を遂行するために十分な体制を構築します。

監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。
監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定めております。

**⑦ 当行の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（これらから報告を受けた者を含む）が当行監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当行の監査役は当行グループの経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、各子会社の主要な会議にも出席しております。
また、当行監査役は当行代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。
グループ会社で作成する稟議書やその他の重要な報告は当行監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。
当行グループでは全ての役職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）を整備しており、通報内容は当行監査役に報告されます。
なお、通報したことを理由に不利益な扱いを行うことは禁止されております。

**⑧ 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払いの請求等をしたときは、その職務に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う方針を定めております。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

**① コンプライアンス体制**

６カ月毎に定めたコンプライアンス・プログラムに従い、振り込め詐欺被害者の救済、顧客情報の管理、マネー・ローンダリング防止のための職員意識の向上等に努めました。
また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に備え、「疑わしい取引の届出」及び「取引時確認」の態勢を見直しました。

② **リスク管理体制**

当行は「リスク管理規程」に基づき、戦略目標をふまえた具体的なリスク管理に係る方針である「自己資本管理ならびにリスク管理の方針」を、半期毎に取締役会において決議しております。

また、ＡＬＭ委員会を８回開催し、各種リスクの状況を確認するとともに、自己資本比率規制をはじめとした各種規制指標やリスク量の状況について取締役会に４回報告しております。

③ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当行は定例取締役会を12回開催しております。また、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を委任されている常務会を69回開催しております。

また、当行の役付取締役については、担当行務、担当エリアを定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

④ **当行グループにおける業務の適正を確保するための体制**

各グループ会社の代表取締役は当行の全部課店長会、ＣＳＲ委員会に出席しております。

また、当行の役付取締役とグループ会社の代表取締役が出席する関連会社社長会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しております。

加えて、当行監査役及び監査部が各グループ会社に対する業務監査を実施し、当行グループにおける業務の適正を確保するための体制構築に努めております。

⑤ **監査役の職務執行について**

当行の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っており、内部監査部門、会計監査人とも積極的な意見交換・情報交換（いわゆる三様監査）を定期的に実施し、監査の実効性を高めました。

また、代表取締役との積極的な意見交換を定期的に実施しております。

## 9　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11　会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12　その他

該当事項はありません。

# （平成29年３月31日現在）**連結貸借対照表**

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 470,106 | 預金 | 4,516,648 |
| コールローン及び買入手形 | 2,506 | 譲渡性預金 | 86,478 |
| 買入金銭債権 | 5,574 | コールマネー及び売渡手形 | 90,276 |
| 商品有価証券 | 316 | 債券貸借取引受入担保金 | 137,947 |
| 金銭の信託 | 10,831 | 借用金 | 206,830 |
| 有価証券 | 1,467,592 | 外国為替 | 61 |
| 貸出金 | 3,461,905 | 新株予約権付社債 | 22,438 |
| 外国為替 | 5,254 | その他負債 | 28,909 |
| その他資産 | 58,747 | 退職給付に係る負債 | 8,831 |
| 有形固定資産 | 57,924 | 役員退職慰労引当金 | 12 |
| 建物 | 14,444 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 504 |
| 土地 | 38,431 | 利息返還損失引当金 | 61 |
| 建設仮勘定 | 2,082 | 偶発損失引当金 | 168 |
| その他の有形固定資産 | 2,965 | 繰延税金負債 | 35,007 |
| 無形固定資産 | 3,674 | 再評価に係る繰延税金負債 | 7,208 |
| ソフトウェア | 3,503 | 支払承諾 | 23,930 |
| その他の無形固定資産 | 170 | **負債の部合計** | **5,165,315** |
| 繰延税金資産 | 641 | （純資産の部） | |
| 支払承諾見返 | 23,930 | 資本金 | 33,076 |
| 貸倒引当金 | △29,445 | 資本剰余金 | 24,577 |
| | | 利益剰余金 | 185,201 |
| | | 自己株式 | △3,490 |
| | | **株主資本合計** | **239,365** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 120,103 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1,206 |
| | | 土地再評価差額金 | 11,561 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 1,220 |
| | | **その他の包括利益累計額合計** | **131,679** |
| | | **新株予約権** | **113** |
| | | **非支配株主持分** | **3,088** |
| | | **純資産の部合計** | **374,246** |
| **資産の部合計** | **5,539,561** | **負債及び純資産の部合計** | **5,539,561** |

平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで

# 連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **90,151** |
| **資金運用収益** | **51,959** | |
| 貸出金利息 | 38,051 | |
| 有価証券利息配当金 | 13,651 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 24 | |
| 預け金利息 | 140 | |
| その他の受入利息 | 91 | |
| **役務取引等収益** | **13,923** | |
| **その他業務収益** | **18,562** | |
| **その他経常収益** | **5,705** | |
| 貸倒引当金戻入益 | 840 | |
| 償却債権取立益 | 1,120 | |
| その他の経常収益 | 3,744 | |
| **経常費用** | | **68,919** |
| **資金調達費用** | **3,591** | |
| 預金利息 | 1,606 | |
| 譲渡性預金利息 | 46 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 564 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 445 | |
| 借用金利息 | 669 | |
| その他の支払利息 | 259 | |
| **役務取引等費用** | **4,627** | |
| **その他業務費用** | **14,850** | |
| **営業経費** | **43,999** | |
| **その他経常費用** | **1,850** | |
| その他の経常費用 | 1,850 | |
| **経常利益** | | **21,231** |
| **特別利益** | | **10** |
| **固定資産処分益** | **10** | |
| **特別損失** | | **493** |
| **固定資産処分損** | **63** | |
| **減損損失** | **430** | |
| **税金等調整前当期純利益** | | **20,749** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **4,052** | |
| **法人税等調整額** | **1,527** | |
| **法人税等合計** | | **5,580** |
| **当期純利益** | | **15,168** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | | **273** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **14,895** |

# 第130期末（平成29年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 469,853 | 預金 | 4,519,760 |
| 現金 | 36,487 | 当座預金 | 164,293 |
| 預け金 | 433,366 | 普通預金 | 2,068,777 |
| コールローン | 2,506 | 貯蓄預金 | 24,130 |
| 買入金銭債権 | 5,574 | 通知預金 | 73,286 |
| 商品有価証券 | 316 | 定期預金 | 2,112,113 |
| 商品国債 | 163 | 定期積金 | 4 |
| 商品地方債 | 153 | その他の預金 | 77,155 |
| 金銭の信託 | 10,831 | 譲渡性預金 | 97,728 |
| 有価証券 | 1,468,326 | コールマネー | 90,276 |
| 国債 | 402,200 | 債券貸借取引受入担保金 | 137,947 |
| 地方債 | 239,353 | 借用金 | 196,171 |
| 社債 | 373,345 | 借入金 | 196,171 |
| 株式 | 222,436 | 外国為替 | 61 |
| その他の証券 | 230,990 | 売渡外国為替 | 46 |
| 貸出金 | 3,472,437 | 未払外国為替 | 14 |
| 割引手形 | 13,374 | 新株予約権付社債 | 22,438 |
| 手形貸付 | 109,992 | その他負債 | 15,237 |
| 証書貸付 | 3,006,120 | 未払法人税等 | 477 |
| 当座貸越 | 342,950 | 未払費用 | 3,578 |
| 外国為替 | 5,254 | 前受収益 | 1,711 |
| 外国他店預け | 3,950 | 従業員預り金 | 2,067 |
| 買入外国為替 | 0 | 給付補填備金 | 0 |
| 取立外国為替 | 1,304 | 金融派生商品 | 3,851 |
| その他資産 | 24,798 | リース債務 | 9 |
| 前払費用 | 75 | その他の負債 | 3,540 |
| 未収収益 | 3,933 | 退職給付引当金 | 10,466 |
| 金融派生商品 | 2,526 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 504 |
| その他の資産 | 18,263 | 偶発損失引当金 | 168 |
| 有形固定資産 | 57,558 | 繰延税金負債 | 34,391 |
| 建物 | 14,235 | 再評価に係る繰延税金負債 | 7,208 |
| 土地 | 38,310 | 支払承諾 | 23,930 |
| リース資産 | 9 | 負債の部合計 | 5,156,290 |
| 建設仮勘定 | 2,082 | （純資産の部） | |
| その他の有形固定資産 | 2,920 | 資本金 | 33,076 |
| 無形固定資産 | 3,591 | 資本剰余金 | 23,942 |
| ソフトウェア | 3,426 | 資本準備金 | 23,942 |
| その他の無形固定資産 | 164 | 利益剰余金 | 177,149 |
| 支払承諾見返 | 23,930 | 利益準備金 | 9,134 |
| 貸倒引当金 | △27,582 | その他利益剰余金 | 168,015 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 400 |
| | | 別途積立金 | 152,293 |
| | | 繰越利益剰余金 | 15,321 |
| | | 自己株式 | △3,490 |
| | | 株主資本合計 | 230,679 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 119,961 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1,206 |
| | | 土地再評価差額金 | 11,561 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 130,317 |
| | | 新株予約権 | 113 |
| | | 純資産の部合計 | 361,109 |
| 資産の部合計 | 5,517,399 | 負債及び純資産の部合計 | 5,517,399 |

# 第130期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **74,323** |
| **資金運用収益** | **51,915** | |
| 貸出金利息 | 38,036 | |
| 有価証券利息配当金 | 13,630 | |
| コールローン利息 | 24 | |
| 預け金利息 | 140 | |
| その他の受入利息 | 84 | |
| **役務取引等収益** | **11,581** | |
| 受入為替手数料 | 3,202 | |
| その他の役務収益 | 8,379 | |
| **その他業務収益** | **4,948** | |
| 外国為替売買益 | 406 | |
| 国債等債券売却益 | 4,483 | |
| 金融派生商品収益 | 55 | |
| その他の業務収益 | 2 | |
| **その他経常収益** | **5,877** | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,032 | |
| 償却債権取立益 | 1,119 | |
| 株式等売却益 | 1,679 | |
| 金銭の信託運用益 | 187 | |
| その他の経常収益 | 1,858 | |
| **経常費用** | | **55,092** |
| **資金調達費用** | **3,540** | |
| 預金利息 | 1,608 | |
| 譲渡性預金利息 | 46 | |
| コールマネー利息 | 564 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 445 | |
| 借用金利息 | 616 | |
| 金利スワップ支払利息 | 220 | |
| その他の支払利息 | 38 | |
| **役務取引等費用** | **5,078** | |
| 支払為替手数料 | 621 | |
| その他の役務費用 | 4,456 | |
| **その他業務費用** | **2,590** | |
| 商品有価証券売買損 | 4 | |
| 国債等債券売却損 | 2,582 | |
| その他の業務費用 | 3 | |
| **営業経費** | **42,055** | |
| **その他経常費用** | **1,827** | |
| 貸出金償却 | 1,532 | |
| 株式等償却 | 0 | |
| 金銭の信託運用損 | 27 | |
| その他の経常費用 | 266 | |
| **経常利益** | | **19,230** |
| **特別利益** | | **10** |
| **固定資産処分益** | **10** | |
| **特別損失** | | **490** |
| **固定資産処分損** | **59** | |
| **減損損失** | **430** | |
| **税引前当期純利益** | | **18,751** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **3,357** | |
| **法人税等調整額** | **1,455** | |
| **法人税等合計** | | **4,812** |
| **当期純利益** | | **13,939** |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木　村　文　彦　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松　崎　雅　則　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴　木　朋　之　㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社　滋　賀　銀　行
　　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木　村　文　彦　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松　崎　雅　則　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴　木　朋　之　㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告書　謄本

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月11日

株式会社 滋賀銀行　監査役会

常勤監査役　西　澤　由紀夫　㊞

常勤監査役　長谷川　雅　人　㊞

社外監査役　西　川　　聰　㊞

社外監査役　安　井　　肇　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

**第１号議案**　剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの配当を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を図るため、当期の業績等を勘案し、普通配当３円50銭に特別配当１円を加え１株につき４円50銭とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき　　４円50銭

総額　　1,171,377,500円

（ご参考）昨年12月に中間配当として１株につき３円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は１株につき８円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月28日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　12,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　12,300,000,000円

**第２号議案**　取締役13名選任の件

取締役14名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再任<br>大道 良夫（だいどう よしお）<br>（昭和23年８月10日生） | 昭和47年４月　当行入行<br>平成13年６月　同 取締役審査部長<br>平成14年６月　同 取締役営業統轄部長<br>平成15年６月　同 常務取締役営業統轄部長<br>平成16年６月　同 常務取締役<br>平成18年４月　同 専務取締役<br>平成19年６月　同 取締役副頭取<br>平成20年６月　同 取締役頭取<br>平成28年４月　同 取締役会長（現任） | 101,000株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、営業統轄部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |
| 2 | 再任<br>高橋 祥二郎（たかはし しょうじろう）<br>（昭和31年８月20日生） | 昭和54年４月　当行入行<br>平成18年６月　同 営業統轄部長<br>平成20年６月　同 取締役営業統轄部長<br>平成21年６月　同 取締役京都支店長<br>平成23年６月　同 常務取締役<br>平成26年６月　同 専務取締役<br>平成27年６月　同 取締役副頭取<br>平成28年４月　同 取締役頭取（現任）<br>監査部担当 | 49,100株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において営業統轄部門、経営企画部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況</th><th>所有する当行の<br>株　式　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任<br>今　井　悦　夫<br>(昭和31年９月20日生)</td><td>昭和54年４月　当行入行<br>平成18年６月　同 草津支店長<br>平成21年６月　同 取締役審査部長<br>平成23年６月　同 取締役京都支店長<br>平成25年６月　同 常務取締役<br>平成28年６月　同 専務取締役（現任）<br>総合企画部、営業統轄部担当</td><td rowspan="2">19,050株</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、経営企画部門、営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任<br>林　　一　義<br>(昭和33年２月10日生)</td><td>昭和55年４月　当行入行<br>平成17年５月　同 八幡駅前支店長<br>平成20年６月　同 経営管理部参事役<br>平成22年６月　同 経営管理部長<br>平成23年６月　同 取締役経営管理部長<br>平成26年６月　同 常務取締役（現任）<br>業務統轄部、システム部担当</td><td rowspan="2">16,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において経営管理部門、業務統轄部門、システム部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 再任<br>大野 恭永（おおの やすなが）<br>（昭和36年１月28日生） | 昭和58年４月　当行入行<br>平成21年６月　同 総合企画部長<br>平成23年６月　同 彦根支店長<br>平成25年６月　同 営業統轄部長<br>平成26年６月　同 取締役営業統轄部長<br>平成27年６月　同 常務取締役（現任）<br>経営管理部、人事部担当 | 16,100株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、営業統轄部門、経営管理部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |
| 6 | 再任<br>若林 岩男（わかばやし いわお）<br>（昭和33年３月28日生） | 昭和55年４月　当行入行<br>平成18年９月　同 証券国際部次長<br>平成21年１月　同 市場金融部副部長<br>平成21年６月　同 市場金融部長<br>平成23年６月　同 取締役市場金融部長<br>平成28年６月　同 常務取締役（現任）<br>秘書室、市場金融部、国際部担当 | 11,050株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>本部において国際部門、市場金融部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |
| 7 | 再任<br>西基宏（にし もとひろ）<br>（昭和34年５月２日生） | 昭和57年４月　当行入行<br>平成21年６月　同 水口支店長<br>平成23年６月　同 営業統轄部長<br>平成25年６月　同 取締役大阪支店長<br>平成28年４月　同 取締役京都支店長<br>平成28年６月　同 常務取締役京都支店長（現任） | 12,000株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| 8 | 再任<br>西藤 崇浩（さいとう たかひろ）<br>（昭和36年２月16日生） | 昭和58年４月　当行入行<br>平成21年６月　同 瀬田駅前支店長<br>平成23年６月　同 草津支店長<br>平成26年２月　同 審査部長<br>平成26年６月　同 取締役審査部長（現任） | 18,000株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |
| 9 | 再任<br>森本 勝（もりもと まさる）<br>（昭和33年12月20日生） | 昭和56年４月　当行入行<br>平成21年６月　同 草津支店長<br>平成23年６月　同 大阪支店長<br>平成24年６月　同 取締役大阪支店長<br>平成25年６月　同 取締役京都支店長<br>平成28年４月　同 取締役本店営業部長（現任） | 29,050株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>４カ店のエリア統轄店での支店長経験等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |
| 10 | 再任<br>北川 正義（きたがわ まさよし）<br>（昭和36年11月22日生） | 昭和59年４月　当行入行<br>平成21年６月　同 野洲支店長<br>平成23年６月　同 総合企画部長<br>平成27年６月　同 営業統轄部長<br>平成28年６月　同 取締役営業統轄部長（現任） | 30,150株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| 11 | 新任<br>久保田（くぼた） 真也（しんや）<br>（昭和37年12月２日生） | 昭和61年４月　当行入行<br>平成23年６月　同 瀬田駅前支店長<br>平成25年４月　同 守山支店長<br>平成27年６月　同 総合企画部長（現任） | 22,869株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |
| 12 | 再任<br>社外取締役<br>辻田（つじた） 素子（もとこ）<br>（昭和39年２月20日生） | 昭和63年４月　株式会社読売新聞大阪本社入社<br>平成10年６月　同 退職<br>平成18年４月　龍谷大学経済学部　准教授<br>平成26年４月　同 教授（現任）<br>平成27年６月　当行 社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>龍谷大学経済学部 教授 | 1,000株 |
| | ＜社外取締役候補者とした理由＞<br>大学教授として専門的な知識・経験と地域経済に関する高い見識を有している。以上より、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| 13 | 新任<br>社外取締役<br>安井（やすい）　肇（はじめ）<br>（昭和27年８月４日生） | 昭和50年４月　日本銀行入行<br>平成15年３月　同 退職<br>平成15年４月　中央青山監査法人ディレクター<br>平成18年７月　あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）ディレクター<br>平成20年４月　同 あらた基礎研究所長<br>平成26年１月　株式会社安井アソシエイツ代表取締役社長（現任）<br>平成26年６月　当行 社外監査役（現任）<br>平成26年７月　あらた監査法人顧問<br>平成26年７月　ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社顧問（現任）<br>平成27年６月　あらた監査法人顧問退任<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社安井アソシエイツ代表取締役社長<br>ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社顧問 | 0株 |
| | ＜社外取締役候補者とした理由＞<br>日本銀行および監査法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を有している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。 | | |

（注）1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻田素子氏および安井肇氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当行は辻田素子氏および安井肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 辻田素子氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
4. 安井肇氏は、本定時株主総会終結の時をもって当行の社外監査役を辞任する予定であります。
なお、当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年であります。
5. 安井肇氏は、平成29年６月30日付でジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社顧問を退任する予定であります。

6．社外取締役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外取締役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当行は辻田素子氏との間で、責任限定契約を締結しております。
本議案において辻田素子氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、本議案において安井肇氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

**第３号議案**　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役安井肇氏は辞任されますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏　　名<br>(生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株　式　数 |
|---|---|---|
| 新任<br>社外監査役<br>松　井　保　仁（まつ　い　やす　ひと）<br>(昭和50年９月３日生) | 平成12年４月　弁護士登録<br>平成12年４月　烏丸法律事務所入所<br>平成17年１月　ニューヨーク州弁護士登録<br>平成17年５月　弁護士法人三宅法律事務所入所<br>平成21年５月　弁護士法人三宅法律事務所社員就任（現任）<br>平成24年５月　弁理士登録<br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士法人三宅法律事務所社員 | 0株 |
| ＜社外監査役候補者とした理由＞<br>弁護士として企業法務に携わっており、専門的知識と豊富な経験を有している。以上より、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者といたしました。 | | |

（注）1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井保仁氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当行は松井保仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、本議案において松井保仁氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

【ご参考】独立性判断基準
社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。
①当行グループ会社の業務執行者
②当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
④最近において前記①から③までに該当していた者
⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

以　上

〔メ モ 欄〕

〔メ モ 欄〕

〔メ モ 欄〕

# 株主総会会場のご案内

場所／大津市浜町１番38号
当行本店２階ホール
電話(077)524－2141(代表)




交通：JR 大津駅下車徒歩12分
　　京阪 浜大津駅下車徒歩5分

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。